

■ 札幌市環境影響評価条例及び札幌市環境影響評価条例施行規則について

環境影響評価とは、事業者が事業の実施に当たり、あらかじめその事業が周辺にどのような影響を与えるかについて調査・予測・評価を行い、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく制度です。

札幌市では、事業者・市民・市のパートナーシップを重視した環境影響評価を目指し、平成11年12月に条例を制定しました。

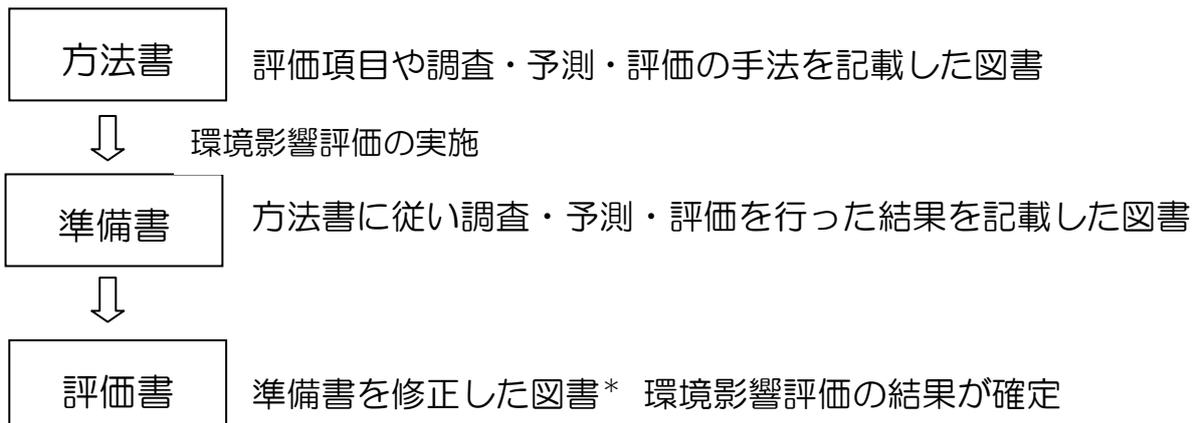
手続対象となる事業には、必ず環境影響評価を行う「第一種事業」と特定地域*で実施されるときに環境影響評価の必要性を個別に判定する手続（以下「スクリーニング」といいます。）を行う「第二種事業」があります。

*特定地域とは、環境影響評価手続を行うに当たり、特に環境の保全に配慮する必要がある地域として、市長が指定する地域のことをいいます。

【対象事業種】手続の対象となる事業種は19種あります。例えば以下の事業などです。

道路 鉄道等 発電所 飛行場 廃棄物処理施設 大規模建築物 など

【条例の手続】事業者が以下の図書を作成、公表します。



*評価書では準備書に対して述べられた住民意見と市長意見を踏まえて、必要に応じて予測及び評価結果等の修正を行います。

【環境影響評価を行う項目について】

調査、予測及び評価の対象となる項目を大きく区分すると次のとおりです。

生活環境の保全に係る項目
大気質、水質、騒音振動、悪臭
土壌汚染、風害、日照阻害 等

生物の多様性の確保及び
多様な自然環境の保全に係る項目
植物、動物、生態系 等

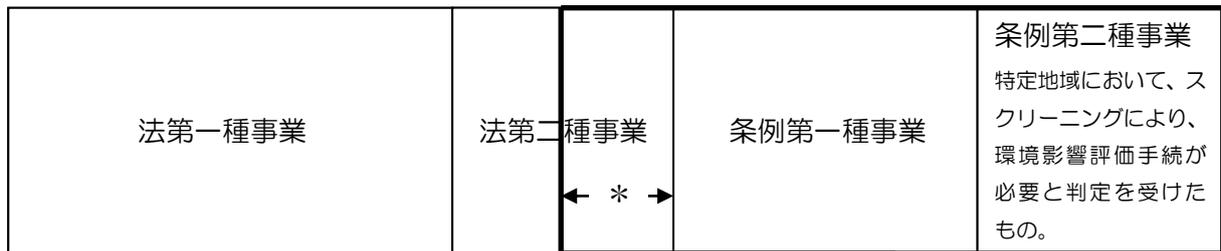
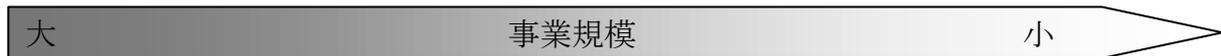
人と自然との触れ合いに係る項目
景観、野外レクリエーション地の保
全 等

地球環境の保全に係る項目
温室効果ガス、廃棄物 等

■ 法と条例の違いについて

○法と条例では、対象事業の規模及び対象事業の種類が違います。

法対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な事業 ・国の関与のある事業
条例対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・法対象事業より小規模な事業 ・大規模建築物等の大都市特有の事業（法対象となっていない事業種） ・大規模ではあるが国の関与のない事業



条例対象事業

*法第二種事業については、国において法に基づく環境影響評価手続が不要とされた場合に、条例第一種事業になります。

■ なぜ、条例を改正するのか。

- 法対象事業については平成 23 年 4 月に法が改正され、「計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」といいます。）手続の導入、方法書説明会の実施、環境影響評価図書のインターネット公表等が規定され、制度の充実が図られました。
- 条例対象となる比較的小規模な事業であっても、事業に伴う環境への影響をできるだけ少なくするため、より十分な環境配慮が行われることが望ましいことから、条例においても、法と同様の手続の導入を検討する必要があります。
- また、条例制定より 10 年以上が経過し、運用を通じて浮かび上がった課題や社会情勢の変化への対応等も必要であることから、条例を改正する必要があります。

【改正のポイント】

- ① 配慮書手続を新設します。
- ② 方法書手続を充実します。
- ③ 対象事業に風力発電所を追加します。
- ④ 環境影響評価図書のインターネット公表を義務付けます。
- ⑤ 事後調査報告書手続を充実します。

■ 改正のポイント 1 配慮書手続を新設します。

【主な背景、理由】

- 配慮書とは、事業者が、事業の位置・規模等の検討段階において、環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、その結果をまとめたものです。事業に係る位置・規模又は構造物等の構造・配置に関する複数案を設定することを基本とします。
- これまでの事業の実施段階で行う環境影響評価は、事業の実施に係る環境保全に一定の効果の有する一方、既に事業の枠組みが決定されているため、事前に複数案を作成する等して住民の意見を聴くといった柔軟な対応が出来ない仕組みとなっていました。
- このような課題に対して、配慮書手続は、可能な限り早期の段階において、環境の保全の見地からの検討を加え、事業に反映していく制度であり、事業の実施段階での環境影響評価の限界を補い、選択的な環境配慮を可能とするものであることから、条例において導入する必要があります。

1 配慮書手続の新設

事業の実施による環境影響の一層の回避、低減を図るため、方法書作成前の手続として事業の計画の立案の段階での環境への配慮を検討する手続を新設します。

(1) 配慮書等の送付等

配慮書手続を行う者は、配慮書及び要約書（以下「配慮書等」といいます。）を作成し、これらを市長へ送付することとします。

(2) 配慮書等の公表及び説明会の開催

配慮書手続を行う者は、配慮書等を公表し、住民の理解を深めるため説明会を開催することとします。

(3) 意見募集

市長は、配慮書等について環境保全の見地からの意見を有する者から意見を募集し、その意見を配慮書手続を行う者へ送付します。

(4) 市長意見

市長は、配慮書手続において環境保全の見地からの意見を述べます。

(5) 札幌市環境影響評価審議会の関与

市長は、配慮書について環境の保全の見地からの意見を述べるときは、札幌市環境影響評価審議会*の意見を聴きます。法対象事業について、市長の意見を求められた場合も同様とします。

*札幌市環境影響評価審議会とは、市長の諮問に応じて環境影響評価に関する重要事項を調査審議するための機関です。

2 配慮書手続の対象事業

配慮書手続は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある現行の条例における第一種事業規模以上の事業（法による配慮書手続を実施する事業を除きます。）について実施することとします。また、第二種事業については当該事業を実施する者の判断によりその手続を実施することができることとします。

【主な背景、理由】法では、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある法第一種事業を配慮書手続の対象とし、法第二種事業は自主判断としています。一方、現行の条例では、大都市の地域特性を考慮し、法対象事業の2分の1の規模以上を条例第一種事業と規定（一部例外あり）しています。配慮書手続は規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に適用される必要があるため、条例においても、条例第一種事業（法による配慮書手続を実施していない法第二種事業を含む。）を対象とし、条例第二種事業は自主判断とします。

3 配慮書の作成

(1) 複数案の設定

配慮書手続を行う者は、事業の位置・規模又は施設の配置・構造に関する適切な複数案（原則）を設定し、環境保全のために配慮すべき事項について調査、予測及び評価を行い、その結果を配慮書として取りまとめることとします。また、複数案には、現実的である限り、当該事業を実施しない案（ゼロ・オプション）を含めるよう努めることとします。

複数案を設定しない場合には、その理由を明らかにすることとし、単一案の選択に至る過程において検討された重大な環境影響の回避・低減について配慮書に記載するよう努めることとします。

【主な背景、理由】配慮書の作成に当たっては、より環境に配慮した事業計画を選択できるよう、事業の位置・規模又は施設の配置・構造の検討段階で、原則複数案を設定することとします。

(2) 調査、予測、評価方法

調査は、原則として国や札幌市等が実施した調査・測定資料や文献等の既存資料を用いて行い、必要な場合には専門家等からも情報を収集することとし、これらによっても必要な情報が得られない場合には、現地調査・踏査その他の方法により情報を収集することとします。

予測は、科学的知見等をもとに可能な限り定量的*に行うことに努め、それが困難な場合には定性的*な手法も用いることができることとします。

評価は、複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらを比較することを基本とします。また、国又は地方公共団体によって、環境要素に関する環境の保全の見地からの基準又は目標が示されている場合には、これらとの整合性が図られているか可能な限り検討することとします。

*「定量的」とは、環境の状態の変化を量で表すことです。例えば、大気汚染物質の濃度や水質汚染物質の濃度の変化をモデル式等によって予測することです。

*「定性的」とは、環境の状態の変化を、量によらず、一般的知見、学識経験者の意見、類似事例の観察結果等に基づき推定し、説明することです。

4 配慮書の案の手續の新設

配慮書手續を行う者が、配慮書を作成する前に、自主的に説明会の開催や住民意見を聴くことができるよう「配慮書の案」の手續を新設します。手續は配慮書手續と同様とします。（ただし、市長が意見を述べる手續はありません。）

【主な背景、理由】配慮書手續を行う者が、事業内容によっては配慮書手續に入る前に、任意に配慮書の案の公表及び説明会を行い、住民の意見を積極的に聴くことにより、より良い事業計画が作成できるよう、配慮書の案の手續を新設します。なお、配慮書の案の手續は、事業者が直接、住民の意見を聴く機会を早期に確保することを目的としていることから、市長が意見を述べる手續はありません。

■ 改正のポイント 2 方法書手続を充実します。

方法書とは、環境影響評価の調査、予測及び評価方法を記載したものです。

1 配慮書の作成に伴う方法書への記載事項

方法書手続を行う者は、配慮書手続を実施した事業については、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの、複数案を絞り込む過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容、提出された住民意見の概要とこれに対する見解並びに市長意見に対する見解を方法書に記載することとします。

2 要約書の作成

方法書手続を行う者は、方法書の住民理解を深めるために要約書を作成することとします。

3 説明会の開催

方法書手続を行う者は、方法書の住民理解を深めるために説明会を開催することとします。

4 札幌市環境影響評価審議会の関与

市長は、方法書について環境の保全の見地からの意見を述べるときは、札幌市環境影響評価審議会の意見を聴きます。法対象事業について、市長の意見を求められた場合も同様とします。

【主な背景、理由】

- 環境影響評価手続は、各手続の内容を次の手続に反映し、より良い環境配慮を促していく制度であることから、方法書にはその前段階の配慮書手続の内容（検討経緯）を記載する必要があります。
- 最近の方法書は、大分量で内容も専門的となっており、住民が理解しづらいものとなっていることから、住民がより理解しやすいものとするため、要約書を作成することとします。
- これまでは準備書についてのみ、説明会が開催されてきましたが、より早い段階で説明会を行うことにより、事業計画に対する住民の理解が深まり、事業者とのコミュニケーション向上が期待できることから、方法書の説明会を開催することとします。
- 市長の意見の形成に当たっては、より早い段階で専門家の意見を聴き、適切な環境配慮を行うことが重要であることから、方法書の市長意見形成の際にも審議会の意見を聴きます。

■ 改正のポイント3 対象事業に風力発電所を追加します。

1 対象事業の追加

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(いわゆる再生可能エネルギー法)の施行等に伴い、今後増加が予想される風力発電所については、騒音や低周波音、バードストライク等の環境影響が懸念されることから、条例手続を要する対象事業に追加します(法対象事業は除きます。)

2 規模要件

- (1) 法対象事業と同様に総出力を規模要件の指標とします。
- (2) 風力発電所の設置に伴う騒音や低周波音、バードストライク、景観等の環境影響は、特定の地域に限らず影響が懸念されるため、市内全域において、一定規模以上(総出力1500kW程度以上)の事業を対象とします。

3 調査・予測・評価手法

市長は、バードストライク等の風力発電施設固有の課題等についても十分検討を行い、技術指針において当該施設に係る調査、予測、評価手法等を適切に設定します。

【主な背景、理由】

- 再生可能エネルギー法の施行等に伴い、今後増加が予想される風力発電所については、騒音や低周波音、バードストライク等の環境影響が懸念されることから、これらの環境影響への適切な配慮がなされることを確保するため、法の対象事業に追加されました。条例においても同様の考え方により、対象事業に風力発電所を追加します。
- 規模要件と指標としては、法と同様に総出力とし、騒音や低周波音、バードストライク、景観等の環境影響は、特定の地域に限らず影響が懸念されるため、市内全域において、一定規模以上の事業を対象とします。

■ 改正のポイント4 環境影響評価図書のインターネット公表を義務付けます。

環境影響評価図書とは、配慮書、方法書、準備書、評価書、これらに係る要約書及び事後調査報告書のことです。

1 環境影響評価図書の公表

(1) インターネット公表

環境影響評価図書に対する住民の理解をより一層促進するため、事業者が紙媒体に加えインターネットの利用により環境影響評価図書を公表することを義務付けます。

(2) わかりやすい公表・意見募集の体制

ア 環境影響評価図書の内容の周知方法

環境影響評価図書に対する住民の理解をより一層促進するため、事業者に対し、インターネットの利用による公表や要約書の作成を義務付けるとともに、事業者は要約書を簡素にまとめた資料（以下「概要版」といいます。）を作成する等、よりわかりやすい公表に努めることとします。

さらに、事業者は、希望する住民へ環境影響評価図書の貸出し、概要版の配布等に努めることとします。

【主な背景、理由】

- 環境影響評価図書の縦覧は、これまで紙媒体によって行われてきましたが、インターネットの普及により、多くの事業者が自社のウェブサイトを持ち、住民のインターネット利用も一般的となってきたことから、これを利用し、幅広く周知を行うことを事業者に義務付けます。
- 環境影響評価図書はその内容が専門的であり、大容量であることから、要約書の作成や概要版等のわかりやすい説明資料を作成し、これらを配布又は貸出しすること等により、事業者は環境影響評価図書の内容のわかりやすい公表に努めることとします。

イ 縦覧及び説明会の実施の周知

事業者は、縦覧及び説明会の実施を広く周知するため、報道機関（テレビ・ラジオ等を含む）への発表、インターネットによる公表、チラシの配布等の複数の広報手法を用いて、住民への周知に努めることとします。

2 掲載期間

環境への影響を評価するためには、環境影響評価手続の経過を把握する必要があることから、事業者はインターネットにより公表した環境影響評価図書について、次段階の図書（方法書であれば準備書、準備書であれば評価書）が公表されるまで公表するよう努めることとします。

【主な背景、理由】環境影響評価手続は、手続に一貫性があることから、次段階の図書が公表されるまで、前段階の図書を公表するよう努めることとします。

■ 改正のポイント5 事後調査報告書手続を充実します。

1 事業者見解書

事業者は、住民とのコミュニケーションを促進するため、事後調査報告書に対する環境の保全の見地からの住民意見についての見解を述べることにします。

2 市長意見

市長は、事後調査報告書について、必要に応じて環境の保全の見地からの意見を述べるることができることとし、その場合には、事業者は、それを勘案した環境保全措置等を講ずるよう努めることにします。

3 札幌市環境影響評価審議会の関与

市長は、事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を述べるときは、札幌市環境影響評価審議会の意見を聴きます。

4 公表主体の変更

事業者は、作成した事後調査報告書を自ら公表することにします。

【主な背景、理由】

- 現行の条例では、事後調査報告書に対する住民の意見に対して、事業者が見解を述べる規定がなく、住民は事業者の対応を確認する手段がありませんでした。この課題に対応するため、事業者は見解書を作成することにします。
- 現行の条例では、事後調査の結果やその結果に基づいて事業者が自ら行った環境保全措置に対して、事業者が環境保全の見地からの第三者による専門的な意見を得る機会がありませんでした。市長が事後調査報告書に対して、審議会の意見を聴いて、環境保全の見地からの意見を述べることにより、事業者がこれらの意見を検討し、より十分な環境配慮を行うことが期待されます。
- 事後調査報告書の公表は事業者が自ら行い、方法書以降の他の手続と整合性を図ることにします。